

V. 東部保健福祉事務所の活動状況

1. 事務所の状況

(1) 事務所内の状況

①事務所の場所

日付	場所	状況(配置等)
平成23年3月11日	石巻合同庁舎2階 執務室	キャビネットの倒壊等
	保健所棟1階 執務室	浸水被害で使用不能
3月14日	東部下水道事務所 汚泥処理棟	職員一時避難場所
3月15日	東部下水道事務所 汚泥処理棟	仮事務所設置(被災職員、通勤困難職員の宿泊所を兼ねる)
	東部保健福祉事務所登米地域事務所2階 相談室・研究室	保健師1名、事務職員1名 事務所機能の一部移転
3月23日	石巻西高等学校3階 講義室・多目的室・生徒会室等	・仮事務所設置(東部下水道事務所より移転) ・被災職員6名、他所属応援3名程度が宿直を兼ね宿泊
4月18日	石巻専修大学 体育館	石巻合同庁舎仮庁舎機能(石巻西高等学校より移転)
9月26日	石巻合同庁舎2階 執務室	地域保健福祉部が2階に移動 現在に至る

②業務環境

A. 石巻合同庁舎・地震直後

石巻合同庁舎2階は、非固定のキャビネット類が倒壊し、付近には物が散乱した。机上のパソコン、コピー機、プリンターの一部は、倒れたキャビネット類の下敷きとなり破損した。保健所棟1階は、完全に浸水し、使用が不可能となった。

石巻合同庁舎内に3泊することになったが、滞在中は避難所運営に追われ、執務室内を整備回復することができなかった。

B. 東部下水道事務所 汚泥処理棟

石巻合同庁舎より脱出後、一晩、ほぼ全職員が宿泊した。

翌日より、長机、イス、パソコン2台、プリンター1台を設置し、仮事務所としての最低限の機能を持たせた。電話1台(東部下水道事務所・内線)と携帯電話で、県庁及び市町村との連絡調整が行える程度であった。

職員の宿泊施設を兼ね、市町村への応援職員、通勤困難職員、被災職員が宿泊していた。他には東部教育事務所が使用していた。食糧は、近隣の職員からの差し入れのみであった。

C. 東部保健福祉事務所登米地域事務所 2階会議室

石巻市内に仮事務所が確保できるか不明であったため、業務に支障が出ないよう、一時、登米地域事務所内に職員を配置した。また、登米地域事務所の電話を借り、県庁及び市町村との連絡調整を行った。

D. 石巻西高等学校

特別教室等の一部を借用し、本格的な仮事務所として開設した。机は、教室内にある物を利用し、

有線 LAN によりパソコン、コピー機 2 台を設置した。また、県感染症対策室から保健活動業務のためギャラクシー端末 6 台が提供された。

学校内は狭く、書類等は必要最低限のみを持参し、業務にあたった。県からの支援物資の配布拠点として、一部の物資の保管庫も兼ねたが、置き場所もなく執務室が 3 階であるため運搬が困難であった。さらに、応援職員、被災職員等が宿直も兼ねて宿泊していたが、同校は避難所であったため、避難所運営の支援も行っていた。

E. 石巻専修大学 体育館

石巻合同庁舎の全ての機能が移転し仮庁舎として開設された。通信環境が整備され、震災前と同様の業務が遂行できるようになった。6 月までは宿直日があり、体育館内に宿泊した。

体育館内は、空調設備がないため、夏期は室温が 38 度に達することもあった。また、大学周辺は、震災廃棄物の仮置き場にもなっており、朝夕渋滞が激しく、出張等の業務に支障があった。

F. 石巻合同庁舎・現状

石巻合同庁舎改修工事の際は、保健所棟 1 階の地域保健福祉部が石巻合同庁舎 2 階へ移動するため、所長室を廃止し、大規模なレイアウト変更が必要となった。

レイアウト変更により、受付スペース・書類保管スペースが大幅に不足している。また、他県からの支援職員等で実質の人員数が増加しているが、執務室全体のスペースは、震災前よりも減少している。

③課題

- ・事務所自体が被災するという状況の想定。
- ・仮事務所設置場所の確保（被災した事務所が仮事務所設置場所を確保するのは困難）。
- ・応援職員、宿直職員等の宿泊施設・食糧の確保（帰宅も困難な状況下で仕事し、帰宅できたとしても食糧調達時間もなかった）。

(2) 情報通信関連

①電話・ファクシミリの状況

A. 保有状況

場所 種別	石巻合同庁舎		東部下水道事務所		石巻西高等学校		石巻専修大学	
	回線数	状況等	回線数	状況等	回線数	状況等	回線数	状況等
一般回線	10	4 回線水没	(1)	借用 (内線)	(1)	緊急時のみ	10	防災無線 非対応
ファクシ ミリ	2	1 台水没	(1)	東部下水 回線	(1)	緊急時のみ	1	防災無線 対応
携帯電話	3	1 台水没	2		6	危機対策課 4 台	6	

※()は、借用場所の所有回線

B. 通信状況

イ. 地震直後

全ての回線について、地震直後から 2 時間程度（津波到達前）は通信可能であった。一般回線・防災無線は、津波到達により水没・非常電源の停電により不通となり、携帯電話は契約会社により通信状況が異なるが、通信規制によるのか通信状況が不明であった。そのため、携帯電話による通信を試行する中に充電が切れ、停電のために充電もできなかった。

ロ. 東部下水道事務所

一般回線・防災無線は、東部下水道事務所の回線を利用していた（県庁との通話のみ）。外部へ

の通信は、携帯電話を利用した。ファクシミリは、東部下水道事務所の1台を利用した。

当所が避難場所として間借りしていた汚泥処理棟は、東部下水道事務所の本所から300m程度離れており、ファクシミリ・パソコン利用の際は、徒歩で移動していた。

ハ. 石巻西高等学校

一般回線・ファクシミリは、学校側に迷惑がかかることから極力使用せず、通信は携帯電話で行った。携帯電話は、危機対策課より4台貸与(3月24日～9月末日)され、既存の2台と合わせ6台となった。

二. 石巻専修大学

石巻合同庁舎とほぼ同じ状況まで回復した。ただし、防災無線に非対応のため、通信料が増大した。携帯電話は、一般回線が復旧する前に番号を周知していたため、引き続き外部からの受信に使われた。また、被災地支援に出張する際の連絡手段として活用された。

②情報ネットワーク（庶務財務システム・職員ポータル・電子メール）の状況

A. 接続状況

場 所	月 日	接 続 状 況	
石巻合同庁舎	3月11日地震直後 ～約1時間後	○	この時点では利用可能。
	地震発生約1時間後 ～3月14日	×	インターネット回線遮断により利用不可。
東部下水道事務所	3月15日～3月22日	×	東部下水道事務所内は利用可能な状況。 汚泥処理棟は回線がなく、利用不可。
石巻西高等学校	3月23日～3月30日	×	石巻西高等学校事務室は利用可能な状況。 教室には回線がなく、利用不可。
	3月31日～4月17日	○	有線LANを引き、15台のパソコンが利用可能となった。
石巻専修大学	4月18日～9月22日	○	有線LANにより全員利用可能。

B. パソコンとネットワーク利用状況

イ. 地震直後

保健所棟1階事務室のパソコン39台は全て水没し、2階事務室においてもキャビネット等倒壊によりパソコン4台が破損し使用不能となった。

地震直後から停電だったが、被害を免れたパソコンは自家発電・バッテリーにより起動でき、地震発生後約1時間程度はネットワークにも接続できていた。しかし、その後インターネット回線が遮断されたため、職員ポータル、庶務財務システム、電子メールの一切が使用できなくなった。

ロ. 東部下水道事務所

被災初期段階の県庁からの各種通知は、職員ポータルの掲示板や電子メールを利用して発信されていたものもあり、回線が遮断された当所では、情報収集ができていなかった。

電気・通信等が回復していた東部下水道事務所では、職員ポータル等が使用できる状況であったが、当所職員は、汚泥処理棟を間借りしていたため、パソコンは2台持ち込んでいたものの、インターネットには接続できず、職員ポータルを開くことができなかった。そのため、職員ポータルを利用する際は、東部下水道事務所の事務室まで行き、東部下水道事務所職員のパソコンを使用させてもらうしかなかった。パソコンを借用するのは業務の妨げになることと、緊急の支出等の必要もなかったため、ほとんど使用することはなかった。

なお、震災直後、「災害保健医療支援室」から10台のパソコンを提供いただき、各市町での保

健活動業務に使用した。

ハ. 石巻西高等学校

3月23日の移転時、石巻合同庁舎から使用可能なパソコンを搬入し、各班に配置されたが、ネットワークには接続できない環境だった。

学校側に迷惑がかかるため、支出事務等で財務システムを使用しなければならない時は登米地域事務所へパソコンを持参してシステムを利用した。その際、職員ポータルに掲示板に大量の通知等が掲載されていたことを知った。

3月31日に石巻西高等学校のLAN回線を一部借用し、ネットワークに接続した。接続した台数は、石巻西高等学校の回線容量を勘案し、各班1台及び総括以上のパソコンとし、計15台を接続した。その際、県情報システム課から10台のパソコン（貸出用6台＋災害用4台）を借用した。

この後、職員ポータルや電子メール等が使用可能となり、電子情報の入手・発信ができるようになった。また、それまで勤務実績等については、作成した一覧表に個人ごとに手書きで記録してもらっていたが、庶務システムが利用できるようになり、時間外実績等をすべてシステムに入力することができた。

二. 石巻専修大学

4月18日に石巻専修大学に移転すると同時に、全職員分のLAN回線が整備された。これにより、既存パソコン36台、県情報システム課借用パソコン10台、県障害福祉課から管理換パソコン1台、視覚支援センターから管理換パソコン10台、コピー機1台の計58台をネットワークに接続し、被災前の状況に戻ることができた。

その後、被災パソコンの代替機として県情報システム課から39台のパソコンが新たに配備された。

③文書收受・発送

A. 東部下水道事務所

この時点では、石巻地域の郵便局の機能がどの程度回復していたか不明であった。

県庁からの各種通知は主に電子メール、FAX、職員ポータルの掲示板などを利用して発信されており、インターネットやFAXを利用できなかった当所は、必要な通知等を受け取れていなかった。電子メールや職員ポータルで通知、照会等があったことを電話により知ることもあった。FAXが必要な場合は東部下水道事務所へ送信してもらう方法をとっていた。また、登米地域事務所で職員ポータル掲示板掲載の通知を出力して持ち帰ったり、郵送分は登米地域事務所経由で文書を收受するなどした。

B. 石巻西高等学校

郵便局へ転送届を提出し、外部からの郵便物は石巻西高等学校へ配達されることになった。石巻西高等学校あての郵便物と区分できるように、当所あての郵便物用の郵便受けを設置させてもらった。

当所と県庁間の文書收受・発送はJAいしのまき営農経済センター（東部地方振興事務所仮事務所）までの富県みやぎ便を利用した。

管内市町（石巻市・東松島市・女川町）への郵便物は、各市町に派遣されていた連絡員が取り次いだ。外部への郵便物は、震災前から料金後納郵便の取扱いをしていた日本郵便石巻支店へ持ち込み、後納郵便扱いで発送した。

C. 石巻専修大学

再度郵便局へ転送届を提出し、郵便物は石巻専修大学へ配達されることになった。発送についても石巻合同庁舎と同様に、郵便局員が各事務所へ集荷に来ることになったため、震災前の状態に戻

った。

④課題

- ・各事務所への衛星携帯電話の設置。
- ・被災時の電源確保（石巻合同庁舎に非常電源はあるが、1階に設置のため水没の恐れ有り）。
- ・通信機器（パソコンを含む）の災害時リース契約等の確立（県ベースで）。
- ・情報等発信者による被災機関の情報受信の可否の把握。

（3）公用車等備品類の状況

①公用車

A. 公用車被災状況

当所の保有する全18台のうち16台が水没し使用不能となった。使用不能の公用車は7月25日に出納局契約課へ抹消登録を依頼した。

- ・普通乗用車2台、小型乗用車3台、小型貨物自動車5台、特殊用途車2台
- ・軽自動車3台、県障害福祉課リース車1台

B. 公用車再配備状況

公用車が不足していたため、震災直後に次の所属から14台の公用車を借用した。

- ・登米地域事務所から5台、北部保健福祉事務所から3台
- ・北部地方振興事務所から1台、北部保健福祉事務所栗原地域事務所から1台
- ・動物愛護センターから1台、県環境政策課から電気自動車3台
（上記のほか、登米地域事務所から自転車2台）

県障害福祉課リース車が配備された。

- ・トヨタヴォクシー（4月14日納車）

公益財団法人日本ユニセフ協会から次の車両が寄贈された。

- ・ホンダゼスト4台（4月20日納車）、スズキワゴンR4台（6月17日納車）

県主務課調達により、次の公用車が配備され他所属から借用していた公用車を返却した。

- ・パジェロミニ産廃Gメン車（9月27日納車）
- ・カローラ4台（11月16日納車）
- ・ADバン1台（2月8日納車）
- ・キャラバン1台（2月24日納車）

C. 緊急通行車両証明

震災発生当初、警察署から緊急通行車両として保健福祉事務所長及び保健所長の自家用車に証明を受けたが、その後は公用車に限定する取扱いとなった。よって、水没を免れた公用車2台について、手続きを行った。

②備品類

A. 被災状況

保健所棟1階が水没し、1階に設置されていた備品類は、ほぼ使用不可能となった。

主な備品名称	被災数	確保状況				備考
		当所調達	地方振興 事務所調達	県庁 調達	寄附等	
コピー機	1台	1台				リース契約の更新
ファクシミリ	1台			1台		リース契約の更新
事務機	39台	27台	20台			増・職員増加分
イス	51台		48台			
キャビネット等	30台				22台	東京エレクトロンからの寄附
冷凍庫	1台				1台	犬舎用個人(職員)からの寄附

B. 調達状況

東部下水道事務所・石巻西高等学校においては、借用施設の既存物品を借用し執務室環境を整えていた。仮石巻合同庁舎となった石巻専修大学においては、東部地方振興事務所が一括リース契約により必要備品を整備した。

コピー機については、平成23年3月末でリース契約が満了となることから、仮事務所への持ち出しは行わず、当所とともに石巻西高等学校に移転した石巻地区食品環境衛生団体連合会の機械を借用した。4月以降は新規契約(震災前に契約完了)が開始され、仮事務所へ設置が可能となった。

早急に必要となった犬舎用の冷凍庫については、職員ポータル掲示板に載せたところ、個人(職員)より寄附の申し出があり確保した。

石巻合同庁舎へ戻る際は、東京エレクトロンからの寄附品から必要備品を整え、不足した備品(当所調達分)は見積合わせ(オープンカウンター方式)により、地元業者から購入した。

③物品、役務、消耗品等

A. 調達状況

直ぐに必要な文房具用品については、石巻合同庁舎2階から使用可能なものを持ち出し、対応した。

地震直後は、市内業者の被災状況も把握できず購入を控えていたが、3月下旬からは業者との連絡も可能となり、ほぼ通常の購入が可能となった。ただし、流通状況が悪かったため、コピー用紙などは品薄となり、納品に時間を要するか同等品が揃わないこともあった。

ガソリンは、特に確保ができなかった。地震により、石巻合同庁舎で単価契約をしていたガソリンスタンドが被災し、ガソリン伝票での購入ができない状況となった。

全県的なガソリン不足により、被災地支援車のガソリンでさえ、調達するのが困難な状況であった。被災直後は、ガソリン確保ができないことから、やむを得ず、石巻合同庁舎駐車場にて水没した公用車及び職員私用車からガソリンの抜き取りを行い確保した。

その後、当事務所が日本赤十字社の支部となっていることから、日赤の救護活動を担うという観点より、石巻赤十字病院での給油が可能となった。ただし、現金による給油のみであったため、職員が立替払いにより購入した。また、給油可能なスタンドがあると、職員が立替払いで購入し、公用車のガソリン確保に努めた。

④課題

各所からの応援物品も大変役立ったが、災害時は、公用車及び燃料の確保が最重要と思われる。

石巻管内に限らず、災害時は、移動手段が車に限られ、支援活動には必要不可欠である。燃料に限らずだが、今後は以下を検討すべきである。

- ・被災機関に速やかに公用車を配置する体制の確立。
- ・比較的被害の少ない地域で確保し、現地に届けるまでの手段の確立(被災地で確保先を探すこと自体が困難である)。

- ・合同庁舎単位での燃料の備蓄又は確保（合同庁舎自体が被災することもあるため、備蓄方法も検討が必要）。
- ・災害時の掛売可能な店舗との協定等（立替払いは可能であるが、災害時、職員が銀行へ行くことも困難なため立替払いにも限界がある）。
- ・電気自動車の導入拡大（電気の復旧は、流通が通常に戻るよりも早かった）。

（４）通勤等

①通勤形態の推移（育休・休職・非常勤・臨時職員を除く）

単位：人

	職員数	通勤手段						
		公共交通機関のみ	自家用車運転	自転車・バイク	自家用車便乗	徒歩	宿直	その他
震災前 (3/11 時点)	58	17	30	1	0	11	0	0
東部下水道事務所 (3/15 時点)	58	0	8	4	40	0	6	0
石巻西高等学校 (4/1 時点)	62	1	15	8	38	0	6	0
石巻専修大学 (4/18 時点)	64	1	43	9	11	0	0	0

②通勤状況

A. 東部下水道事務所

自家用車は水没、JR 仙石線も不通、仙台方面からの臨時バスは大行列ができ、乗車できないこともあった。通勤には問題が山積していた。

ガソリン不足・車不足のため、遠方の職員の通勤は自家用車や公用車で乗り合わせすることとなった。震災前、自家用車通勤だった職員の車は全滅したため、公共交通機関等で通勤していた職員の自宅等にあつて無事だった自家用車が活躍した。毎日、職員の通勤のために配車計画を作成した。また、比較的近距离の職員は自転車やバイク通勤となった者が多かった。

石巻の職員宿舎及び職員寮は被災し、居住できなくなった。他にも自宅が被災した職員がおり、石巻市外の実家等に転居した者、連絡員として東部下水道事務所に寝泊まりをする生活が始まった者など様々であった。

職員の通勤手段となった自家用車にも、水没した車から抜き取ったガソリンを給油したが、水分が含まれていたためか、故障することもあった。

B. 石巻西高等学校

移転後も自宅等が被災した職員は、石巻西高等学校の一室に寝泊まりする生活が続いた。

通勤は、引き続き乗り合わせが中心で、配車計画の作成も毎日続いた。ガソリンの入手もまだまだ困難な状況が続いていた。

4月1日付けの新規採用者や転入者は、石巻市内の宿舎・寮やアパートなどに入居できなかったため転居もできず、通勤に長時間を要した。

道路は、特に仙台方面からの渋滞がひどく、毎日様々な経路を模索しながらの通勤であった。

C. 石巻専修大学

自家用車の取得の遅れや職員用駐車場の数にも限りがあったことなどもあり、相変わらず乗り合わせでの通勤が続いている職員も多かった。職員用駐車場は学内に確保することはできず、徒歩

10分程度の位置にあった場所を使用した。

また、石巻地域においても勤務時間の変更が認められ、時差出勤が始まった。

③課題

大型バス等の借上げによる通勤手段の確保。

(5) 所内体制

①被災者支援体制の推移について

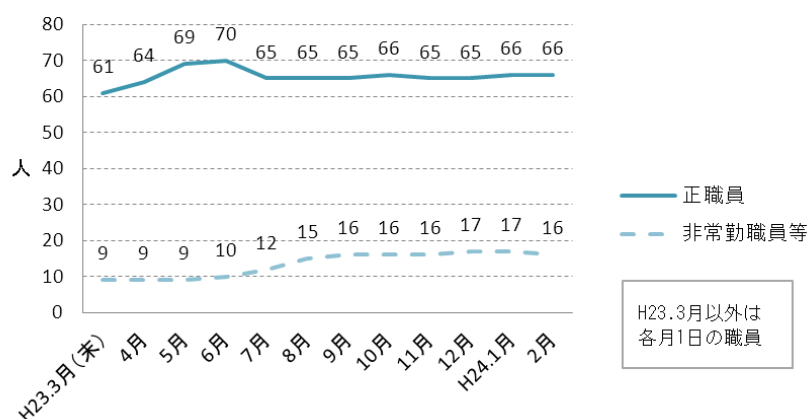
当所の震災後の業務は、各班の震災関連業務に加えて市町の保健活動の支援も行っていた。それに対応し、班を超えた市町村支援のための保健活動を実施する体制として、当所技術総括を中心として当所の全保健師による「保健活動班」を組織し、事務職等は、その活動の支援、情報収集業務などにあたった。

その後、4月中旬には県健康推進課において保健活動グループを保健グループ、栄養グループ、リハビリグループという区分として支援する体制をとることとなったこと、また、5月より兼務発令で当所保健師が3名増員されたこと等に伴い、所内体制を組み換え、保健所長を総括にした各市町を支援するチーム、所内保健活動グループという体制に変更した。

7月には増員された兼務職員3名の兼務発令を解かれたこと、市町の避難所対策等が一段落してきたこと等に伴い、市町支援体制の見直しを行い、包括的な市町支援ではなく、所内保健活動グループを中心とし、各班において業務毎に市町を支援していく体制とした。ただし、女川町については、同町の保健師のマンパワー不足が懸念されたことから、日数を減らした形で7月以降も保健師の派遣が継続している。

避難所が閉鎖された11月には、県庁において「保健福祉部被災者生活支援調整会議」が設置されたことに伴い、当所においても副所長をリーダーとする「被災者生活支援チーム」を組織し、被災者の生活支援に重点を置いて、被災者が健康で安心して暮らしていくために保健・医療・福祉などの様々な支援を行うための市町支援、情報収集、関係機関の協働の促進などを実施する体制としている。

職員数の推移



②所内企画調整体制と関係機関との連携について

7月には所内の業務の適正な推進体制の確保、被災地における情報収集と発信、また石巻圏域での医療と福祉の連携等の諸課題に対応することを目的として、各部総括と企画総務班を中心とした部を超えた企画調整グループを組織した。現在、企画調整グループでは、復興支援ニュースの発行、医療と福祉の連携推進検討専門委員会の開催、震災関係業務の記録整理、所内業務全般のとりまとめと進行管理等を行っている。

関係機関の連携としては、仙台保健福祉事務所、気仙沼保健福祉事務所を訪問し、打合せを実施するとともに同管内の被災地の現状把握を行ったほか、北部保健福祉事務所による当所管内被災地の視

察及び打合せを行った。

また、管内各市町の被災者生活支援に係る担当課長連絡会議や石巻合同庁舎内の県地方機関による復興関係情報交換会を開催し、管内の被災者生活支援業務に係る情報収集と連携体制の強化を図っている。

今後も、より一層、関係機関と連携を図り、被災者の生活支援を進めていくこととしている。

2. 企画総務関連

(1) 医務

① 震災対応

A. 医療機関の被害・再開状況調査

イ. 震災後の状況

3月19日医療機関の被害状況の確認を実施（女川町立病院、齋藤病院、こだまホスピタル）。以降、随時被害状況の確認を実施。厚生労働省から通知が多数出ていたが、情報を伝える手段（電話・郵便等）がなかったため、再開した医療機関を回って被災状況を確認すると同時に通知についての説明を行った。

県医療整備課で週1回病院の状況をホームページに公開するために、病院の再開状況の確認を随時行い報告。以降、病院以外の医療機関への再開状況（震災後、患者の受け入れ可能になった日、通常診療が可能になった日等）も電話で確認した。

ロ. 各期間における対応

【被災状況及び復旧状況調査】

- ・調査期間：6月10日～17日
- ・調査対象：診療所 206件（医科診療所 124件、歯科診療所 82件）
- ・回答医療機関：180件（医科診療所 109件、歯科診療所 71件）
- ・調査結果

6月3日現在受け入れ制限なし：124件（医科診療所 77件、歯科診療所 47件）

被災直後受け入れ制限あり又は不可：140件（医科診療所 75件、歯科診療所 65件）

【再開状況及び復旧状況調査】

- ・調査期間：11月14日～18日
- ・調査対象：50件（病院 9件、6月の調査で「受け入れ制限あり又は不可」と回答した医科診療所 27件、歯科診療所 14件）
- ・回答医療機関：39件（病院 9件、医科診療所 19件、歯科診療所 11件）
- ・調査結果

10月15日現在受け入れ制限あり又は不可：5か所（医科診療所 4件、歯科診療所 1件）

【考察・検証】

車やガソリン、時間の都合上全ての医療機関を回ることが不可能であった。そのため、再開した医療機関の情報に比べて、被災した医療機関の情報を把握することが難しかった。

B. 医療従事者免許申請臨時窓口の設置

イ. 震災後の状況

通常3月中旬に各県の准看護師試験の合格発表、3月下旬には国家免許（医師・歯科医師・看護師・理学療法士・作業療法士等）の合格発表があり、新規免許証の申請が集中する時期であるが、3月11日時点の免許申請件数は、他県で合格した准看護師2件のみであった。

震災直後1週間を経過する頃から、当所に連絡がつかない、申請する場所がないなど申請に対する問い合わせが県医療整備課・石巻市役所・東松島市役所などに寄せられた。当所は建物が被災しているため他の保健所や県医療整備課で申請をするように伝えたが、ガソリン不足も

あり、他の地域に行く手段がないという申請者が多く、臨時の窓口を設置することとした。

ロ. 窓口の設置について

臨時窓口を管内 3 市町に設置する予定であったが、女川町については、役場が被災しているため断念し、石巻市と東松島市に依頼し窓口を設置することになった。時期については、3 月 28 日～4 月中旬とし、申請件数によってさらに期間を延ばすことにした。

日程 石巻市役所 健康推進課窓口

3 月 28 日～30 日 午前 10 時～午後 3 時

4 月 4 日～ 6 日 午前 10 時～12 時

4 月 11 日～13 日 午前 10 時～12 時

東松島市役所 矢本保健相談センター

3 月 31 日～4 月 1 日 午前 10 時～午後 3 時

4 月 7 日～ 8 日 午前 10 時～12 時

【窓口設置の事前広報】

FM 石巻、石巻かほく、石巻日日新聞に掲載を依頼することとし、直接各社を訪問した。ラジオ石巻は生活情報で放送、新聞は被災者支援情報の欄に掲載してもらうことになった。

【窓口設置の結果・検証】

新聞・ラジオの広報もあり、1 日につき石巻市では 30 件程度、東松島市では 10 件程度の申請があった。4 月に入るまでは、各管内の市町が住民票・戸籍謄抄本を発行できなかったため、特例申請により、添付書類が不足していても後日提出してもらうことで申請を受け付けた。

ただし、国家免許に関しては健康診断書の添付が申請条件であるが、管内の医療機関の多くが被災し、診断書の発行ができないため、大崎市や登米市などで健康診断書を作成してもらった申請者が多く見受けられた。

また、厚生労働省からの申請に関する特例通知が周知徹底されていないせいか、他の保健所では、他県や他管内に避難した申請者に対し、住所地の石巻で申請するようこの誤った対応があり、遠路はるばる足を運んだ申請者もいた。

C. 医療救護対策

津波による浸水で事務所が 4 日間孤立し、通信も制限された。震災直後から災害拠点病院である石巻赤十字病院、災害医療コーディネーター及び医療救護チームは活動を開始していたが、事務所機能を失った当所では地域支援が遅延することとなった。震災当初における連携構築の面で課題を残したものの、その後、石巻赤十字病院で開催されていた医療チームミーティングに参加し、救護活動の動き、感染症発生状況等を把握するとともに、管内の医療関係機関を対象とした地域医療会議を 3 月 23 日、31 日及び 5 月 13 日に開催し、地域医療体制の情報共有、情報交換を図った。

②通常業務

A. 医療機関の認可等

イ. 震災後の状況・推移

震災以降、被災した医療機関を対象に移転に伴う開設許可及び使用許可申請時の手数料免除を実施した。

届出については、震災直後は休廃止届の多さが目立っていたが、5 月以降になると建物被害の修復に伴う変更許可申請等が増加し、10 月以降は移転再開に伴う廃止届及び開設届が増加した。

平成 24 年 2 月時点（11 ヶ月経過）での管内医療機関の再開率は 86.8%にとどまっている。

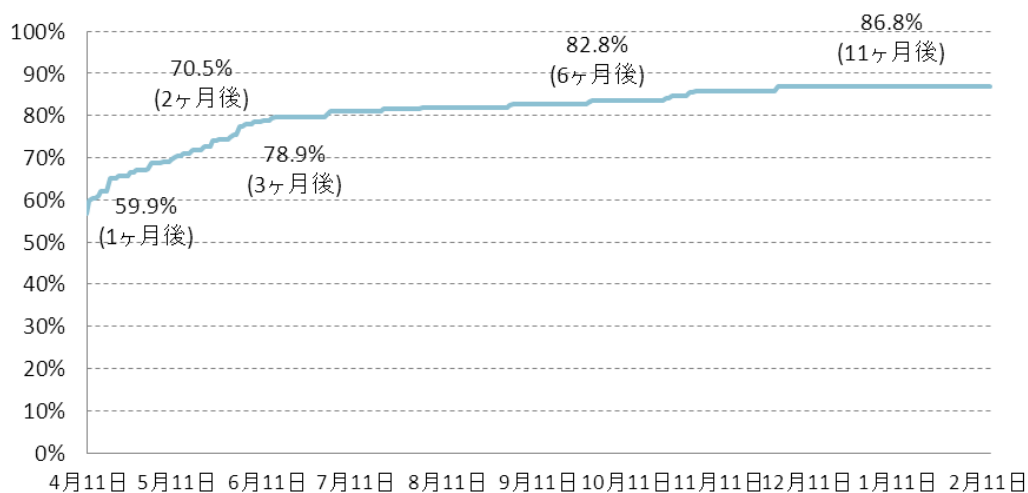
<平成 23 年度届出件数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
休廃止届	10	15	5	5	1	8	6	4	0	1	0	55
開設届	2	2	2	1	1	0	6	4	3	0	3	24
変更許可・届	3	9	5	15	5	4	6	10	2	4	3	66

<平成 22 年度届出件数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
休廃止届	1	0	0	0	1	2	3	0	1	2	1	11
開設届	1	0	0	0	1	2	2	0	0	0	0	6
変更許可・届	9	1	3	4	3	1	3	7	1	4	4	40

<震災後の管内医療機関再開状況>



震災前の医療機関数			
病院	医科 診療所	歯科 診療所	全医療 機関
13	129	85	227

	震災後休止廃止状況				移転 仮設
	廃止	休止	休止 状態	合計	
病院	0	3	0	3	0
医科診療所	11	3	2	16	8
歯科診療所	6	4	0	10	8
合計	17	10	2	29	16

ロ. 今後の対応

現在、新たに移転再開予定の診療所が複数ある。今後も継続的に移転再開及び建物被害の修復に伴う届出があった場合、随時対応していく。

B. 医療機関立入検査

平成 23 年度に、医療法第 25 条に基づく立入検査の対象とした医療機関は、被害状況（休止・廃止）や再開状況を鑑みて 9 病院、5 診療所とした。

（参考：平成 22 年度 合計 30 施設 病院 13、診療所 17）

また、実施時期は 11 月下旬～2 月下旬までとし、開始時期は例年よりも 2 ヶ月程度遅くなった。

立入検査の目的についても、適正な医療を提供する場にふさわしいものとするに加え、東日本大震災後の医療機関の現状を把握するものとした。

平成 23 年度の県重点事項については、①医療の安全に関する事項について、②院内の防犯対策の強化、さらに③東日本大震災に係る留意事項についての周知・徹底が掲げられた。

C. 医療従事者の免許申請

免許の申請に関しては、4 月中旬までは新規申請、それ以降は震災により亡失した免許証の再交付が中心となった。

なお、5 月から准看護師免許証再交付申請は、り災証明のある方については手数料免除となり、それ以前に再交付申請した方については還付となった。

免許申請件数の推移

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	合計
平成 23 年度	101	34	29	32	18	16	13	15	14	22	6	300
平成 22 年度	47	6	6	10	6	15	15	5	12	21	14	157

※薬剤師をのぞく医療従事者の申請（新規、書換、再交付）件数

(2) 日本赤十字社地区活動

地震の後、日赤倉庫にあったテントを石巻合同庁舎駐車場に設営し、毛布類を搬入した。しかし、まもなく津波により、テントのほか、倉庫内にあった移動式炊飯器、調理用具、救急セット、日用品セット等は流出又は水没し、使用不能となった。

11 月に県支部から毛布 50 枚、緊急セット 12 個の提供を受け、石巻合同庁舎 5 階に保管している。調理用具類は一定の数量を 1 月に調達した。

(3) 原発対応

①除染室の状況と修理

除染室内部の装備品の大半が水没し使用不能となった。そのため、キャビネットや棚を残し全て廃棄処分となった。

修理の状況としては、装備品の廃棄後、石巻合同庁舎の改修工事の際に床壁の清掃、壁のペンキの塗り替え、給湯器入れ替えが行われた。除染した排水を貯めるタンクの水を抜く作業は職員が行い、建物はほぼ元の状態になった。また、キャビネット等の修繕（錆を落とし、塗装）についても職員で対応した。

②機材・備蓄品

サーバイメーターを始めとする大部分の機材・備蓄品が水没して廃棄となったが、今年度末からの再整備が予定されている。汚泥にまみれた安定ヨウ素剤は回収し、県原子力安全対策課に返納した。

③課題

今回のような地震と津波の複数の災害の場合は、除染室の機能を失う。原発事故が起こった場合については、全く対応ができない。

(4) その他

①民間賃貸借上仮設住宅窓口支援

石巻市役所において、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅への入居申し込みに関する窓口業務の支援を行った。期間は土日を含む5月20日から8月20日まで、当所からは1名の派遣であったが、他の県機関からの派遣も含めると10数名程度の体制であった。

当該制度は、本来、応急仮設プレハブ住宅を補完するものであったが、石巻管内では民間賃貸住宅の多くが被災し、申し込みが殺到したこと、事務的な取扱いが確立していなかったこと及び県庁への問合せが殺到して迅速な回答が得られなかったことなどから、住民からの不平・不満が多く寄せられた。

②地域医療対策委員会

A. 運営委員会

8月30日に平成23年度運営委員会を開催し、以下のとおり理事会への提案事項として提案することとした。

- ・医療と福祉の連携に係る課題の分析や連携方策の検討、地域での医療と福祉の連携推進について提言するため「医療と福祉の連携推進検討専門委員会」を設置。
- ・生活習慣病重症化予防のための医療機関と地域保健の連携システムを平成23年度から本格稼働することとしていたが、東日本大震災の影響により1年延期することとし「生活習慣病重症化予防専門委員会」を継続。
- ・「石巻医療圏に係る災害時医療体制についての提言」の検証を行うため、「医療連携・医療提供体制検討専門委員会」を継続。

B. 理事会

9月14日に平成23年度理事会を開催し、運営委員会において決定した提案事項について承認。

C. 医療と福祉の連携推進検討専門委員会

11月15日に第1回医療と福祉の連携推進検討専門委員会を開催。第2回を平成24年4月に、第3回を9月に、第4回を平成25年3月に開催し、医療と福祉の連携推進のための提言をとりまとめる予定である。また、下部組織としてワーキンググループを設置し、課題の具体的な検討を6回にわたり行うこととなった。

検討テーマは、震災に伴う短期的な課題として医療機関や福祉施設などの情報を仮設住宅入居者や自宅避難者に提供するための情報集積を行い、震災発生にかかわらず長期的な課題として医療と福祉の顔の見える連携を構築するための情報集積を行う。

12月20日に第1回ワーキンググループ、平成24年3月14日に第2回ワーキンググループを開催した。

D. 生活習慣病重症化予防専門委員会

平成24年1月18日に平成23年度生活習慣病重症化予防専門委員会を開催した。本委員会では、震災の影響で1年延期した「生活習慣病重症化予防のための“医療機関と地域保健の連携システム”」を、平成24年度からは石巻管内全地域で実施することを承認した。このシステムは、地域と医療が連携し糖尿病や高血圧などの生活習慣病の重症化を予防するためのものであり、石巻市医師会、桃生郡医師会の協力を得て実施する予定である。

E. 医療連携・医療提供体制検討専門委員会

平成24年1月25日に平成23年度医療連携・医療提供体制検討専門委員会を開催し、「石巻医療圏に係る災害時医療体制についての提言」の検証を行った。検証結果については、平成24年度石巻地区地域医療対策委員会運営委員会及び理事会で報告する予定である。